

ARCHDIOCESE OF TOKYO
3-16-15, Sekiguchi, Bunkyo-ku
112-0014 TOKYO - JAPAN
Tel: 03-3943-2301
Fax 03-3944-8511



112-0014
東京都文京区関口 3-16-15
カトリック東京大司教区
diocese@tokyo.catholic.jp

カトリック東京大司教区の皆様

カトリック東京大司教区 大司教
菊地功

2021年7月12日

日本政府の四回目となる緊急事態宣言発出を受けて

新型コロナウイルス感染症の押さえ込みの努力は続いていますが、政府は四回目となる緊急事態宣言を、地域を限定して発出されました。東京都はその対象地域の中に入り、期限は7月12日から8月22日と報道されています。また千葉県にあっては、現在のまん延防止等重点措置が継続となりました。

7月23日には東京オリンピックが、また8月24日には東京パラリンピックが、首都圏を中心に、各地で開催されることになっています。緊急事態宣言が発出されたことで、特に首都圏では無観客で行われる模様ですが、同時に世界各地から選手や関係者が集まることから、感染の再拡大を懸念する声も聞かれます。東京教区では本来、この世界的行事に合わせて来日する多くの方の霊的の必要に応えるために、各小教区での準備を数年前から検討していましたが、そういった対応はすべて中止とし、オリンピックのための特別な対応は行わないことにいたします。またこの時期に東京圏に来られる方々に、現在の小教区における感染対策を提示し、行動の自粛をお願いする予定です。

昨年の1月30日以降、東京大司教区では「感染しない、感染させない」ことを念頭に、自分の身を守るだけでなく他の方々への十分な配慮をもってお互いのいのちを守るために、感染症の拡大に対応しながらさまざまな感染対策を実施してまいりました。四回目の緊急事態宣言となる今回もこれまで同様、基本的には慎重な感染対策をするものの、教会活動を継続することにいたします。

基本的には、現時点での「2021年6月20日以降のステージ3の対応」を継続します。

なおワクチン接種が進んでいます。教皇様を始めわたしも接種を受けていますが、基本的には各自でご判断ください。またワクチン接種の有無で、ミサ参加の可否を決めることは考えていません。

今年に入って、緊急事態宣言とまん延防止等重点措置が続き、再び緊急事態宣言という状況になり、特に経済活動において多くの方が深刻な影響を受けておられます。教区の災害対応チームでは、オンラインセミナーを通じて、小教区などでの支援活動を紹介してきました。わたしたちには自分だけではなく、神から与えられた生命を生きるすべ

ての人を守る重要な責務があることをあらためて自覚いたしましょう。その上で、感染対策を十分に実施するとともに、助けを必要とする方々への配慮の行動を忘れないようにしましょう。この困難な状況の中で、生命の危機に直面している多くの方に、主のいつくしみの手を、わたしたちが差し伸べましょう。

またわたしたちは、困難のさなかにあっても、主イエスの「世の終わりまで共にいる」との約束に信頼し、主を中心とした一つの体における霊的な絆を再確認いたしましょう。

なお、「霊的聖体拝領」の一助として、毎週土曜日18時に、大司教の主日メッセージを「週刊大司教」と題して、インターネット配信しております。youtubeの「カトリック東京大司教区」というチャンネルをご覧ください。

また関口教会や麹町教会をはじめいくつかの教会で、主日ミサをインターネット配信していますから、ご活用ください。各小教区では、配信されるミサを視聴できるように、パソコンやスマホなどの機器の取り扱いについて、不慣れな方に対してアドバイスを積極的にされるようお願いいたします。

以上

<参照> 若干の変更があります。変更部分は下線部です。

2021年7月12日以降におけるステージ3の対応

- 1 : 聖堂内で、互いに最低でも1メートルの距離を保つため、入堂人数の制限をします。それが不可能な場合は、聖堂を典礼に使うことはできません。またミサ中に十分な換気が出来ない聖堂構造の場合も、聖堂を典礼に使うことは出来ません。ミサ後には、順序よく退堂し、聖堂内や周辺での「あいさつ」「立ち話」は、当分のあいだお控えください。

聖堂内で距離を確保するための具体的な方法について、主任司祭の指示に従ってください。また、ミサのある教会を求めて、移動することをお控えください。ご自分の所属教会、または共同体の一員となっている教会の指示に従ってください。なお小教区は、感染が発生した場合に保健所の要請に応えるため、ミサ参加者の情報を把握します。情報の取り扱いには注意し、後日破棄します。

- 2 : (削除)

- 3 : 高齢の方・基礎疾患のある方は、できる限りご自宅でお祈りください。ただし、教会での年齢制限は行いません。ご家族から懸念が表明されたときも、ご自宅でお祈りください。なお、主日のミサにあずかる義務は、教区内のすべての方を対象に免除します。

- 4 : 2020年1月31日以降の当初から行われてきた手指消毒など感染症対策を充分に行い、換気を保ち、しばらくの間は全員マスクを着用してください。

- 5 : しばらくの間、ミサや集会などで、聖歌を「全員で一緒に歌う」こと、「祈りを一緒に声を出して唱える」ことを控えてください。オルガン独奏や、マイクを利用した独唱を基本とし、広い空間があり換気出来る場合に、ごく少数の聖歌隊による歌唱は可能です。その場合も、互いの距離を1メートルほど確保してください。
- 6 : しばらくの間、ミサでの奉納も行いません。またしばらくの間、聖体拝領は、必ず拝領の直前に消毒をした手でお受けください。口での拝領を希望される方は、特に司祭の手指を介した他者への感染を防ぐため、事前に司祭にご相談ください。
- 7 : ミサ以外の、会議や会合、集い、勉強会などの対面の活動は、可能な限りオンラインとするものの、会場の収容人数（定員の半分以下）や換気、時間（最大でも1時間半以内）に慎重に配慮しながら、実施することも出来ることといたします。なお飲食を伴う行事は控えてください。
- 8 : ゆるしの秘跡については、衝立を使うなど飛沫感染に留意して下さい。フェイスシールドはマスクの代わりにはなりません。フェイスシールドを使う場合でも、マスクを併用ください。なお2020年3月26日付の、「一般赦免に関する使徒座裁判所内赦院からの通達に関して」の公示は、現在も有効です。

付記：75歳以上の司祭にあっても、司式や聖体授与を行って構いません。聖体を授ける司祭や臨時の奉仕者は、必ず直前に手指を消毒し、マスクを着用してください。信徒の方に「聖体授与の臨時の奉仕者」をお願いすることも、主任司祭の判断にゆだねます。